

西宮市再生資源集団回収実施団体奨励金交付細則

第1条 要綱第2条第1号に規定する実施団体で、構成人員の確認が必要であると判断される場合は、構成人員の名簿の提出を求めることとする。

第2条 要綱第2条第3号及び第4条に規定する一定数量とは、半年間で500kgとする。

第3条 要綱第3条第1項に規定する団体登録の時期は、次のとおりとする。

第1回登録時期 毎年6月1日から6月末日までとする。

第2回登録時期 毎年12月1日から12月28日までとする。

[1]

第4条 要綱第5条に規定する回収量を証明する書類とは、再生資源回収業者等の発行する仕切伝票とする。

第5条 要綱第5条に規定する市長が定める日とは、7月から12月までの回収実績に基づく奨励金の交付申請にあつては翌年1月末日、1月から6月までの回収実績に基づく奨励金の交付申請にあつては7月末日とする。 [1]

第6条 要綱第6条に規定する奨励金の交付は、登録団体の指定する金融機関の口座振替をもって行うものとする。 [2][3]

付 則

この細則は、平成9年7月1日から施行する。

ただし、第3条の規定については、平成9年6月1日から施行する。 [1]

付 則

この細則は、平成11年6月1日から施行し、平成11年1月以降の回収実績に基づく請求に係るものから適用する。 [2]

付 則

この細則は、平成26年4月1日から施行し、平成26年7月以降の回収実績に基づく請求に係るものから適用する。 [3]